

第233回三重県開発審査会 審議概要

令和5年 7月10日(月) 13時45分～

三重県勤労勤労者福祉会館 第2会議室

三重県(事務局) 委員の皆様におかれましては、お暑い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

(幹事 三重県建築開発課長から挨拶)

それでは、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は2人欠席されていますが、会長及び4人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県7件、津市6件、松阪市15件、桑名市5件、鈴鹿市12件です。本審査案件は1件です。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件は公開、本審査案件は、法人の利益に関する情報が含まれることから、非公開となります。

なお、本日傍聴者はお見えにならない、ということをご報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

会長 まず、前回、第232回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。

事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。

会長 それでは、これにて第232回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。

三重県(処分庁) (包括議決案件 7件の報告)

会長 ご質問等ございませんでしょうか。

委員 はい。

会長 それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津市(処分庁) (包括議決案件 6件の報告)

| | |
|----------------|--|
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。 |
| 松 阪 市 (処分庁) | (包括議決案件 15件の報告) |
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。 |
| 桑 名 市 (処分庁) | (包括議決案件 5件の報告) |
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。 |
| 鈴 鹿 市 (処分庁) | (包括議決案件 12件の報告) |
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | それでは、三重県7件、津市6件、松阪市15件、桑名市5件、鈴鹿市12件の包括議決案件の報告を終了します。 |

* これより先は、本審査案件の審議であり、第233回三重県開発審査会の本審査案件は、法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するもので、法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第27条第1号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

※都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

- ・申請地：鈴鹿市内
- ・建築物の用途：社会福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・意見や質問はありませんでした。